

部会の設置等について

平成 21 年 4 月 21 日
国 土 審 議 会

1. 基本的考え方

本格的な人口減少社会の到来、急速な高齢化の進展、グローバル化の進展と東アジアの経済発展など、経済社会情勢が大転換するなかで、国土形成計画全国計画（平成 20 年 7 月閣議決定）において新しい国土像として示された、「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成」の実現が求められている。

このため、国土形成計画を効果的に推進する上で当面重要と考えられる課題について、国土審議会において、調査審議し、政策提言する。

2. 調査審議事項

経済情勢が激変する中での広域的な地域の自立・成長、高齢化が進む過疎集落の機能維持・経済基盤の再構築等を図るため、以下の項目について検討を進める。

(1) 広域ブロック自立・成長の課題

東アジア等国际経済社会の変化の中で、産業資源や国土資源を活かした、地域における人材の定着に資する都市・産業等の成長強化策、地域や国土の成長を支える広域的なゲートウェイ・ネットワーク機能の再検討など、広域ブロックの自立的発展のために講ずべき施策等について検討を行う。

(2) 集落の課題

条件不利の度合いが高い地域において、集落の小規模化、高齢化が進行し、集落機能の維持が困難になった集落が相当数出現している。今後は、こうした集落が山間地から中間地、平地へと広がることが懸念されており、住民生活の安定のために講ずべき施策について検討を行う。

(3) その他重要な課題

計画の進行状況を踏まえつつ、国土形成計画を推進する上で重要なその他の課題について、必要に応じて検討を行う。

3. 調査審議の進め方

(1) 調査審議の円滑化を図るため、別紙 1 の設置要綱により、国土審議会に政策部会を設置するとともに、首都圏整備部会、近畿圏整備部会及び中部圏整備部会の設置要綱について別紙 2 のとおり所要の改正を行う。

(2) 国土審議会決定（平成 17 年 9 月）により設置した計画部会及び圏域部会はその任務を終了したのでこれを廃止する。

政策部会設置要綱

平成 2 1 年 4 月 2 1 日

国 土 審 議 会 決 定

(設置)

- 1 国土審議会令(平成12年政令第298号)第3条第1項の規定に基づき、国土審議会(以下「審議会」という。)に政策部会(以下「部会」という。)を置く。

(任務)

- 2 部会は、国土形成計画法第2条に基づく国土形成計画の実施に関し必要な事項について調査審議し、その結果を審議会に報告する。

(委員会)

- 3 部会に、その定めるところにより、専門の事項を調査させるための委員会を置くことができる。
- 4 委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- 5 委員会に、委員長を置き、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちから部会長が指名する。
- 6 委員長は、委員会の事務を掌理する。
- 7 委員長に事故があるときは、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(庶務)

- 8 部会の庶務は、国土交通省国土計画局総務課において処理する。

(雑則)

- 9 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(附則)

この要綱は平成21年4月21日から施行する。

首都圏整備部会設置要綱

平成 17 年 12 月 16 日国土審議会決定
最終改正 平成 21 年 4 月 21 日国土審議会決定

(設置)

- 1 国土審議会令(平成 12 年政令第 298 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、国土審議会(以下「審議会」という。)に首都圏整備部会(以下「部会」という。)を置く。

(任務)

- 2 部会は、首都圏整備法(昭和 31 年法律第 83 号)及び首都圏近郊緑地保全法(昭和 41 年法律第 101 号)の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項その他首都圏の整備に関する重要事項について調査審議し、その結果を審議会に報告する。

(委員会)

- 3 部会に、その定めるところにより、専門の事項を調査させるための委員会を置くことができる。
- 4 委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- 5 委員会に、委員長を置き、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちから部会長が指名する。
- 6 委員長は、委員会の事務を掌理する。
- 7 委員長に事故があるときは、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(庶務)

- 8 部会の庶務は、国土交通省国土計画局広域地方整備政策課において処理する。

(雑則)

- 9 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則(平成 17 年 12 月 16 日国土審議会決定)

この要綱は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成 17 年政令第 375 号)の施行の日から施行する。

附則(平成 21 年 4 月 21 日国土審議会決定)

改正後のこの要綱は、平成 21 年 4 月 21 日から施行する。

近畿圏整備部会設置要綱

平成17年12月16日国土審議会決定
最終改正 平成21年4月21日国土審議会決定

(設置)

- 1 国土審議会令(平成12年政令第298号)第3条第1項の規定に基づき、国土審議会(以下「審議会」という。)に近畿圏整備部会(以下「部会」という。)を置く。

(任務)

- 2 部会は、近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和39年法律第145号)及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和42年法律第103号)の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項その他近畿圏の整備に関する重要事項について調査審議し、その結果を審議会に報告する。

(委員会)

- 3 部会に、その定めるところにより、専門の事項を調査させるための委員会を置くことができる。
- 4 委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- 5 委員会に、委員長を置き、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちから部会長が指名する。
- 6 委員長は、委員会の事務を掌理する。
- 7 委員長に事故があるときは、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(庶務)

- 8 部会の庶務は、国土交通省国土計画局広域地方整備政策課において処理する。

(雑則)

- 9 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則(平成17年12月16日国土審議会決定)

この要綱は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成17年政令第375号)の施行の日から施行する。

附則(平成21年4月21日国土審議会決定)

改正後のこの要綱は、平成21年4月21日から施行する。

中部圏整備部会設置要綱

平成17年12月16日国土審議会決定
最終改正 平成21年4月21日国土審議会決定

(設置)

- 1 国土審議会令(平成12年政令第298号)第3条第1項の規定に基づき、国土審議会(以下「審議会」という。)に中部圏整備部会(以下「部会」という。)を置く。

(任務)

- 2 部会は、中部圏開発整備法(昭和41年法律第102号)及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律(昭和42年法律第102号)の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項その他中部圏の整備に関する重要事項について調査審議し、その結果を審議会に報告する。

(委員会)

- 3 部会に、その定めるところにより、専門の事項を調査させるための委員会を置くことができる。
- 4 委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- 5 委員会に、委員長を置き、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちから部会長が指名する。
- 6 委員長は、委員会の事務を掌理する。
- 7 委員長に事故があるときは、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(庶務)

- 8 部会の庶務は、国土交通省国土計画局広域地方整備政策課において処理する。

(雑則)

- 9 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則(平成17年12月16日国土審議会決定)

この要綱は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成17年政令第375号)の施行の日から施行する。

附則(平成21年4月21日国土審議会決定)

改正後のこの要綱は、平成21年4月21日から施行する。